

・議事（1） 住民主体の通いの場の拡充に向けた今後の施策について

1 市が実施している介護予防施策（運動・体操等教室関係）

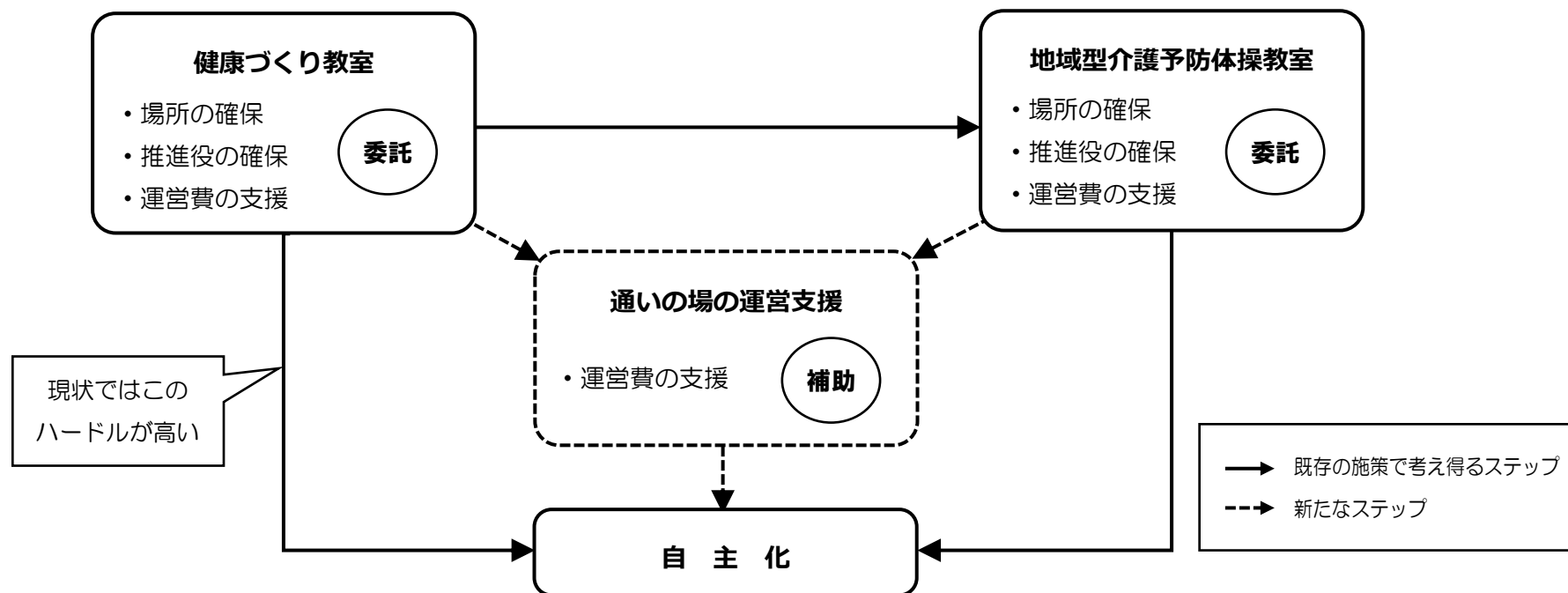
取組み名称	企画・運営	形態	参加者	実施頻度	実施内容
介護予防教室	スポーツクラブ等 民間会社	委託	高齢者 (要介護等認定者以外)	週1回 3か月	スポーツクラブ等の指導員が介護予防の知識の教授や筋力トレーニング等を実施する。
地域まるごと元気アッププログラム教室	NPO	委託	高齢者	週1回	NPOの指導員が転倒予防や認知症予防につながる運動等を実施する。
健康づくり教室	包括・住民	委託	高齢者 (要介護等認定者以外)	週1回 3～6か月	包括職員と住民が共同で体操を企画・実施するとともに、住民の交流を深め、通いの場の拡大とグループの自主化を目指す。
地域型介護予防体操教室	介護事業所・住民	委託	概ね高齢者	週1回	介護事業所・住民・ボランティアが共同で体操と地域交流を企画・実施し、通いの場の拡大とグループの自主化を目指す。



取組み名称	「住民主体」の観点での補足
介護予防教室	・スポーツクラブ等民間会社が提供するプログラムを利用し、 <u>参加者自身</u> の健康づくりを図るものである。
地域まるごと元気アッププログラム教室	・NPOが提供するプログラムを利用し、 <u>参加者自身</u> の健康づくりの場に参画することで、地域における通いの場の意識付けを図り、その後の主体的な活動を期待するものである。
健康づくり教室	・1～3年をかけて自主化を目指すものであるが、現状では活動が立ち消えてしまわぬよう、包括職員がかなりフォローしている状況にある。自主化が困難な背景としては、包括職員以外の推進役の不在や実施場所の確保の問題が大きい。
地域型介護予防体操教室	・介護事業所・住民・ボランティアが共同で通いの場を実施し、最終的に自主化を目指すものであり、性質は健康づくり教室とやや似ているが、住民主体の運営のノウハウづくりの比重が大きい。

2 住民主体の通いの場の拡充に向けた今後の施策について

- ・ 国の施策の方向性としては、『住民主体の通いの場』の展開を推進している。本市においては前述のとおり、対応する施策をある程度、既に実施しているところであるが、より住民主体の活動を広げる方向にシフトしていきたいと考えている。
- ・ しかしながら、本市の場合、住民が集まることができる公の施設が少ないことや、活動の推進役（グループを引っ張る人）の不足等の問題があり、現状では、単独で活動可能な住民グループをより多く創出していくのは難しい。
- ・ このため、下記のとおり、住民グループがある程度の段階を踏んで自主化に到達することができるよう、新たに『通いの場の運営支援』の実施に向けた検討を進めたいと考えている。
- ・ 今後、通いの場の運営支援の実施に向けた情報の整理や収集を行い、市でたたき台を作成、協議体での議論も踏まえながら、案を固めていきたいと考えている。



3 論点 今後、住民主体の通いの場を拡充していくにあたり、このような方向性でよろしいか。